

「しまね海外展開支援助成金」申請者向け手引き

「しまね海外展開支援助成金」のご活用を検討いただき、どうも有難うございます。申請にあたっては、本紙および交付要綱、記載例をご参照の上、ご準備くださいますようお願ひいたします。

1. 対象事業および対象経費

- ・対象事業によって、対象となる経費および助成金上限が異なります。交付要綱「別表1」および「別表2」を十分にご確認ください。
- ・展示会出展小間料を除き、採択前に着手された費用は対象外です。(海外出張など止むを得ない理由により、交付決定前に手配が必要な場合は、事前にご相談ください。ただし、経費の執行は助成内に行っていただく必要があります。)
- ・事業期間は1年以内です。(経費の支払いを含めて1年以内に行っていただく必要があります。企業のクレジットカードによる支払いの場合には、クレジットカード会社への口座引き落としも含めて1年以内に完了することが必要です。)
- ・助成金は、申請書に記載し交付決定を受けた事業の達成に必要な経費のみを対象とします。補助対象となる事業以外への転用の可能性があるもの、通常の営業活動にかかる経費等は補助対象外です。
- ・申請いただいた対象経費及び金額は、実績報告後、実績報告書および添付書類を精査の上、確定します。

2. 審査会

- ・審査会において、海外展開の構想や事業計画についてプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・審査会は松江市において実施しますが、申請者は、来場ないしリモート（ZOOM）対応のいずれでも可能です。（新型コロナウィルス感染拡大の状況によってはリモートのみの対応とさせていただく場合があります。）
- ・審査会の日程は別途ご連絡いたします。
- ・審査の結果により、採択とならない場合や条件が付される場合、申請金額よりも交付決定金額が低くなる場合があります。予めご了承ください。

3. 提出書類

- ・交付要綱、申請様式、記載例等は当財団ホームページからダウンロードできます。
（「しまね海外展開支援助成金 しまね財団」で検索ください。）
- ・対象事業ごとに添付いただく書類が異なります。「交付申請書」（様式1）をご確認ください。
- ・交付要綱や記載例を十分にご確認いただき、申請書を作成ください。ご不明がございましたら、早めにお問合せ下さいますようお願ひいたします。

4. 書類提出先

〒690-0887 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター5F

しまね海外ビジネスサポートセンター内

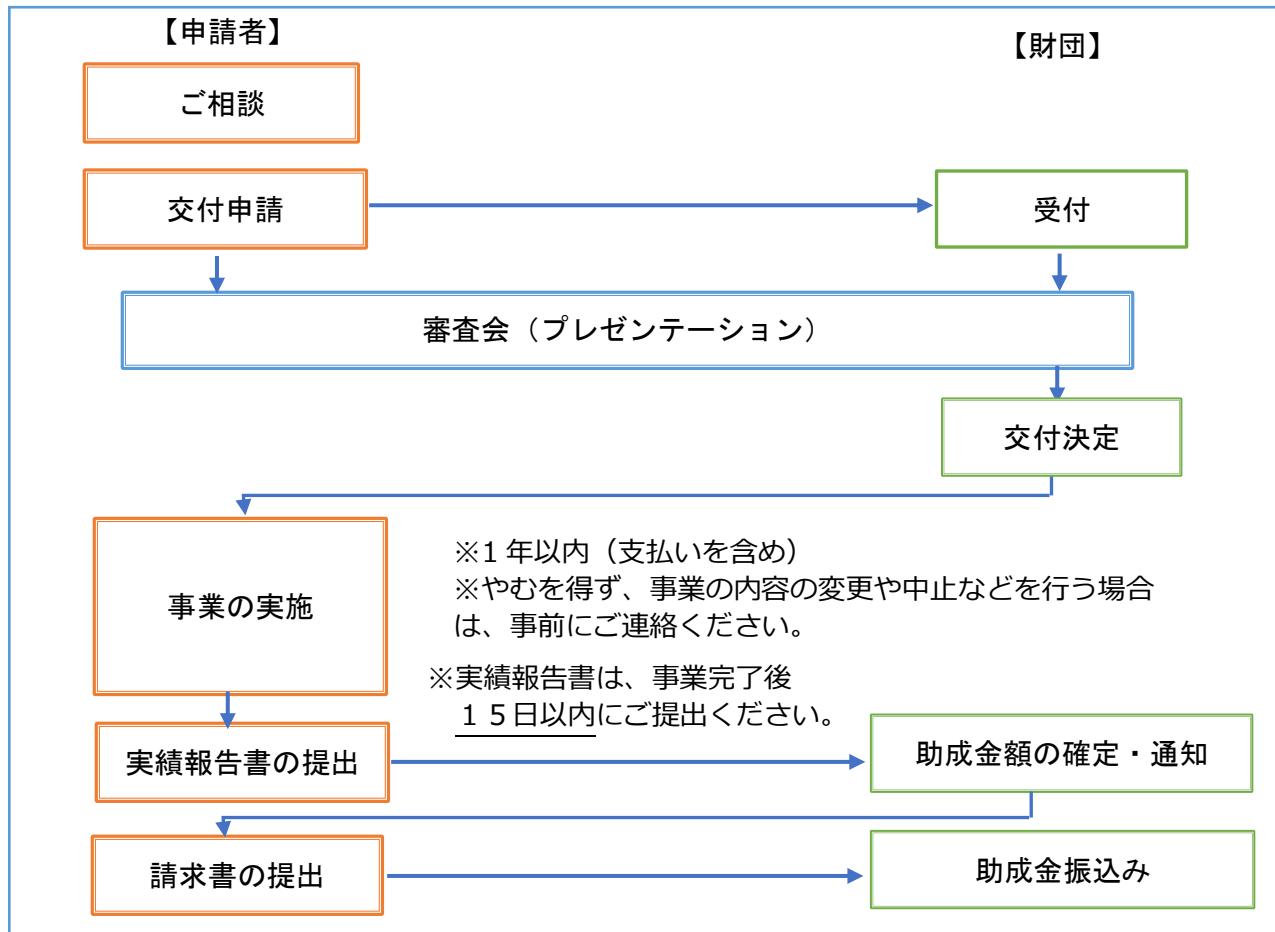
公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ

裏面に続きます

5. フォローアップ

- ・事業完了後のフォローアップに御協力くださいますようお願いいたします。事業完了後3年間、成果状況報告書及び決算書類をご提出いただくほか、訪問等を行います。

6. 申請から助成金受取りまでの流れ



* ご不明がございましたら、お気軽にご相談ください。

書類提出先・お問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団

販路支援課 国際化支援グループ（担当：浅野、野津）

TEL:0852-22-6193 E-mail :kaigai@joho-shimane.or.jp